平成２２年（フ）第９１８号
栃木県鹿沼市貝島町706番地33　市営住宅
債務者　髙橋　　守
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第９１９号
栃木県宇都宮市針ケ谷町408番地１　レオパレスＧｒａｃｅ109、前住所栃木県宇都宮市駒生町1401番地　杉山ハイツ２―101
債務者　丹　　常行
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３５７０号
横浜市西区平沼２丁目10番10号　フラット平沼橋Ｂ―201号
債務者　左部　　眞
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月16日午後４時
　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８３１号
岡山市南区西高崎41番地、住民票上の住所岡山市南区彦崎2448番地３
債務者　藤原　和子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月25日午前10時
　岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１３号
秋田県大仙市若竹町27番17号　グリーンハイツ６号
債務者　鈴木　了樹（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月10日午後４時
　秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第９１３号
栃木県宇都宮市岩曽町1032番地２、前住所栃木県宇都宮市御幸ケ原町224番地３　ラピタビル301
債務者　松山　千里（旧姓金丸）
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第９１６号
栃木県宇都宮市大通り３丁目５番18号　宮リバーハイツ902、前住所栃木県宇都宮市大通り３丁目５番18号　宮リバーハイツ901
債務者　磯田　俊五
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６８３号
静岡県浜松市東区神立町508番地の１　レジデンス袖紫106
債務者　高山　市平
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午前10時30分
　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第７１１号
静岡県磐田市中泉2028番地４
債務者　水野　正敏
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午前10時30分
　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第７１４号
静岡県浜松市中区海老塚町１番地の５　香西ビル503号、前住所静岡県浜松市中区鴨江３丁目６番10号　浜松希望寮103号
債務者　渡辺　高則
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午前10時30分
　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第７２２号
静岡県袋井市堀越４丁目１番地の１　県営堀越団地１棟102号
債務者　清水美智代
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午前10時30分
　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第７２６号
静岡県浜松市西区桜台３丁目16番１号
債務者　岡田　和久
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午前10時30分
　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第７２７号
静岡県浜松市西区桜台３丁目16番１号
債務者　岡田　和美
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午前10時30分
　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第７３２号
静岡県磐田市新開118番地13
債務者　池谷　千秋
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午前10時30分
　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第７３８号
静岡県磐田市西貝塚3330番地４　イル・フィオーレ105
債務者　八木名津美
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午前10時30分
　静岡地方裁判所浜松支部破産係